

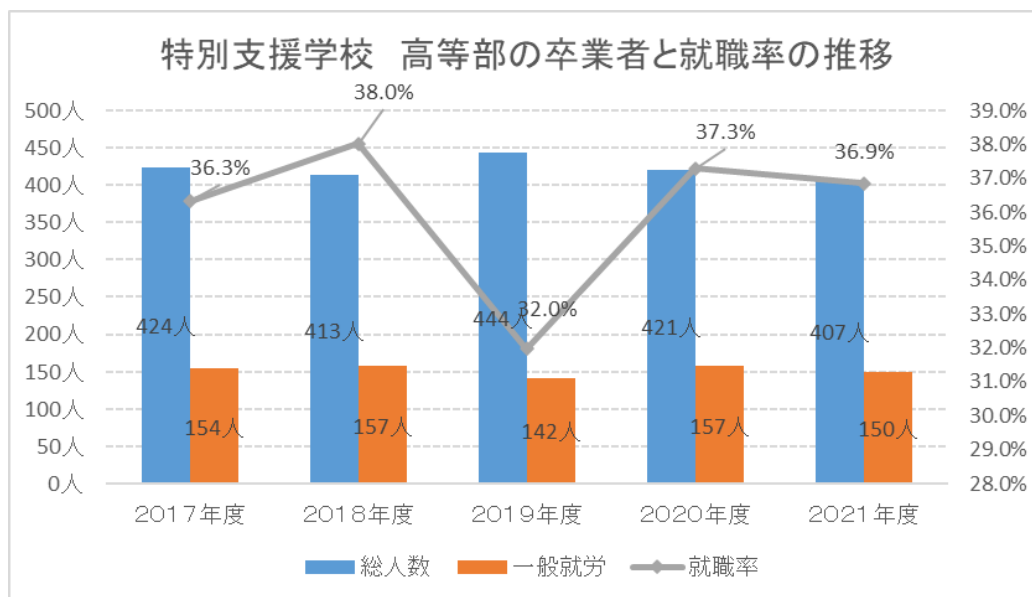
# 進路だより

令和4年度 6月 第1号  
岐阜県立大垣特別支援学校  
進路支援部

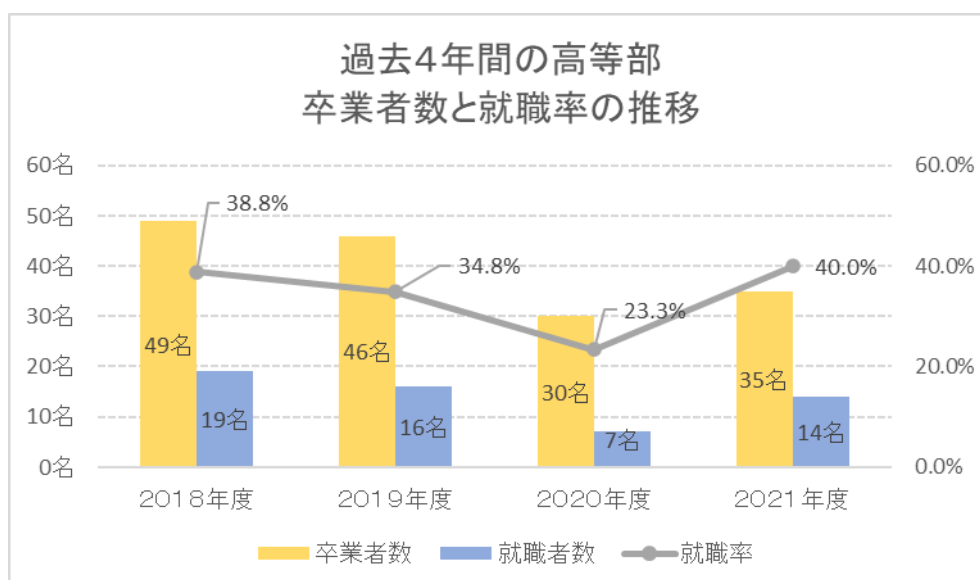
未だ新型コロナウイルス感染症に収束の兆しが見えない状況ですが、高等部では、感染予防対策を徹底し、6月13日（月）～6月24日（金）の2週間「現場実習と校内作業実習」を実施いたしました。1年生は、初めて2週間の校内作業実習に臨み、各自で決めた目標を達成できるように、長時間の作業に根気強く取り組みました。2年生は、初めて現場実習に臨み、学校とは異なった環境の中で、実際の職場や施設等で社会生活を体験しました。3年生は、卒業後の進路決定につなげるために、やりがいをもって力いっぱい実習に臨みました。今回の実習を通して、一人一人が新しい気付きと課題を見つけることができました。皆さんの今後の成長に期待しています。

## ☆『県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況（2021年度）』

- 全卒業生 407人  
（大学等進学4人、特別支援学校専攻科進学0人、専修学校・職業訓練校等進学9人、一般就労150人、福祉施設239人、在宅5人）



## ☆『当校の過去4年間の進路状況（2018年度～2021年度）』



## 【一般就労】

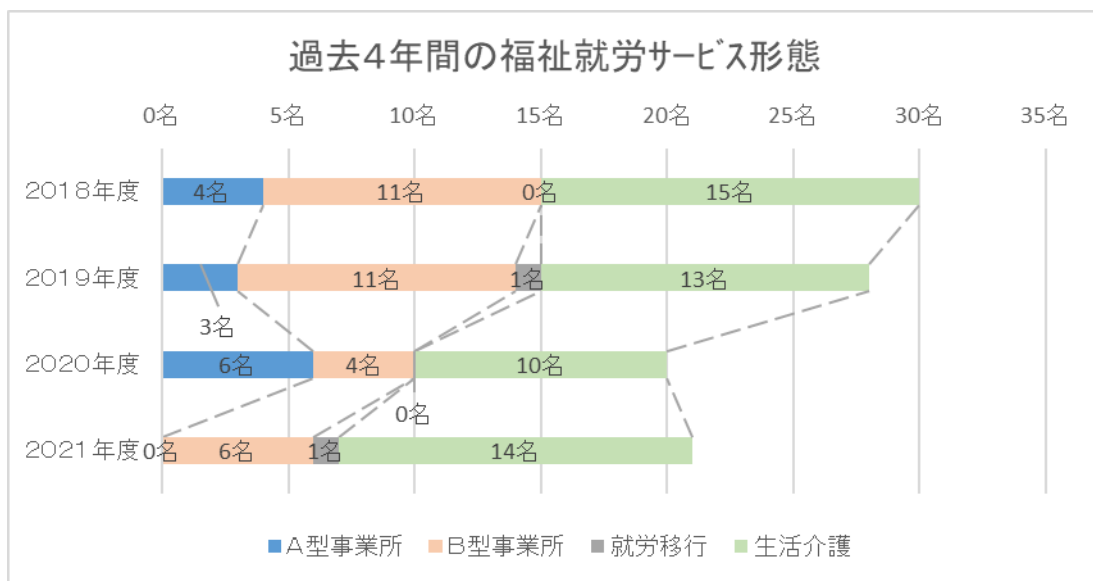
一般の企業等で雇用契約に基づく就労のことをいい、製造業、小売業、事務、介護施設等で働くことをいいます。2018年4月より障がい者の法定雇用率が2.2%に引き上げられたこともあり、当校生徒の一般就労者も増えています。この法定雇用率は、2021年3月に2.3%に引き上げられました。高等部2年生から始まる年2回の現場実習を通じて、業務の内容や企業が求めるスキル、職場の環境等にマッチングするか確認します。なお、岐阜県の最低賃金は、現在「時間額880円」です。

### <※法定雇用率とは？>

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち「障がい者」をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準のこと。障がい者の職業の安定を図った「障害者雇用促進法」により、企業や地方公共団体には、法定雇用率の達成が義務付けられています。

## 【福祉就労】

障がい福祉サービス事業所等で、各種福祉サービスを利用しながら働くことをいいます。



＝各種福祉サービス事業所＝

### 【就労継続支援A型事業所の特徴】

実際に働いて給料をもらいつつ、障がいや病気に対する理解のあるスタッフから一定のサポートを受けながら、就労に関する知識や技術を磨くことができる。A型で今後も長く働いていくのか、A型をステップに一般就労への道を目指すのか、それとも自分のペースで働くことのできるB型事業所へ移行するのかなど、A型での就労を通じて自分のさまざまな将来を模索することができる。給料は雇用契約を結んだ上で働くことになるので、最低賃金額以上が保障される。

### 【就労継続支援B型事業所の特徴】

一人一人の障がい特性や健康状態に合った仕事を行うことができる。雇用契約を結ばない働き方は、一般就労や就労継続支援A型に比べると、低い工賃になるが、その一方で短時間就労など自分のペースを尊重した働き方が可能になるので、継続的な就労の実現につながる側面がある。

### 【就労移行支援事業所の特徴】

一般企業への就労を目指す障がいや難病のある方が利用でき、働くための知識や能力を身につけることができる。就職活動のサポート、就職した後の職場定着の支援も行ってもらえる。利用期間は、原則2年間である。

### 【生活介護の特徴】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動を行う。利用するには、障害支援区分3以上が必要です。

※進路のしおりには、多くの事業所が紹介されていますので、一度ご確認ください。